

## 新型コロナウイルスエンザの基礎知識⑧

# もし新型コロナウイルスエンザにかかってしまったら

海外で新型コロナウイルスエンザの発生が確認されたときは、短期間のうちに世界中に広がると予想されています。日本へは1週間から2週間程度、もしくは、もっと短期間で侵入してくる可能性があります。国内で1人でも確認された場合、1週間ほどで全国に感染者が拡大してしまつてしまつて可能性があります。大流行を防ぐため、そして自分の身を守るために最大限の感染防止策をとることが必要です。

### ●患者を自宅で看病する場合

看病の方法は通常のインフルエンザとまったく異なります。家庭で看病する際に大事なことは、看病する人が感染しないことです。看病する人が感染してしまつては、より大変な状況になってしまつので、しっかりとした準備で臨まなければなりません。

看病する人は、患者と同じようにマスクを着用し、ゴーグルとビニール手袋を着用しましょう。(マスクと手袋は使用のたびに捨てること) 熱があるときは、氷枕や保冷枕などを使って、頭やわきの下などを冷やしましょう。

食べ物、消化がよくて栄養のあるものを選びましょう。飲み物は、患者自身でも取れるように枕元にストローで飲めるように用意しておきましょう。

発熱や下痢などによる脱水症状に対しては、水分補給が必要です。食事がとれない状態であれば、1日あたり2ℓを目標に最低1.5ℓは補給するようにしましょう。

患者の部屋にはウイルスがたくさんいます。1

時間に数回は換気しましょう。湿度は60%程度に保ちましょう。(濡れたバスタオルなどを部屋に干すなど)

患者の排泄物にも注意しましょう。鼻水や痰などをふいたティッシュは直接触れずにビニール袋に入れてしっかりと口を縛って捨てましょう。また、使用後のトイレは、清掃して消毒しましょう。その他、患者の使用したタオルなどを共用してはいけません。また、患者がお風呂に入るときは、シャワーで済ませ湯船に浸からないようにしましょう。

また、患者の手が触れたところ、触れた可能性があるところは消毒しましょう。消毒には市販の塩素系漂白剤を薄めて使用します。また、消毒用アルコールも有効です。



## MR(麻しん・風しん)混合の予防接種を受けましょう!

今年も麻しん(はしか)の流行が、心配されています。予防接種を受けていないお子さんの予防と周囲の人への感染防止のために予防接種を受けましょう。

町では、MR(麻しん、風しん)混合予防接種を1歳の子と年長児(来年4月に小学校へ就学する子)を対象に実施しています。また、平成24年度まで、毎年度中学1年生と高校3年生(18歳となる日の属する年度にある者)に対して追加の予防接種を実施しています。

これまでの流行は、予防接種を受けていない人、予防接種を受けてから年月が経過した世代の人たちの中で、麻しんウイルスに対する免疫を持ってきていないため、あるいは減弱した人の割合が高くなっているため、このような人々の中で麻しんが発症し、行動範囲の広さから集団的に流行したものと考えられています。

そこで、予防接種を受けていない人は、本人の重症化の予防と周囲の人への感染防止のためにも予防接種を受けましょう。

### ▼問い合わせ先

健康福祉課 健康増進係

☎91332 FAX7493



# 6月1日は人権擁護委員法が施行された日

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的な人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年のわが国社会の人権状況をみてみますと、いじめ・不登校・体罰等の子どもの人権問題をはじめとして、高齢者、女性、障がい者、外国人、HIV感染者やハンセン病の患者・元患者、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見、さらには高度情報化社会を反映したインターネット等の新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀を迎え、これにふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身に付けるとともに、人権問題を直

## 行政相談のご利用を...

### 心強い相談相手—行政相談委員

#### ●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを行うとしています。

#### ●行政相談に難しい手続きはありません

ご相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、みなさまへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。相談は無料です。秘密は守られますので、ご相談ください。

#### ●このような場合もご相談を

- ◆国の仕事、特殊法人等の仕事について  
相談したが、説明や措置などに納得がいかない
- ・制度や仕組みがわからない
- ◆年金、医療保険、老人保険・福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等
- ・道路の案内標識をもっとわかりやすくしてほしい。
- ・年金の裁定額に納得できない。

#### ●特色

- ・全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって

受付・処理をします。

- ・行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

#### ●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さんと高田すみ子さんが隔月（奇数月）の第1水曜日に上三川いきいきプラザで定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

#### 【相談先】

行政相談委員Ⅱ 藤田 猛さん  
住所Ⅱ 上三川町大字

上神主522番地5  
☎090（1651）6302

行政相談委員Ⅱ 高田すみ子さん  
住所Ⅱ 上三川町大字

東蓼沼849番地  
☎2719

#### ▼問い合わせ先Ⅱ

企画課 情報広報係  
☎9117

#### ▼場所Ⅱ 町民相談室

午前9時～正午

#### ●相談所開設

▼日時Ⅱ 6月1日（月）

#### ○町の人権擁護委員

- 松坂 正孝さん（下町3区）
- 大橋 佳夫さん（本町）
- 岡本 貞子さん（鞘堂）
- 小久保美枝子さん（東汗西）
- 鈴木 武夫さん（上郷一区）
- 深谷 和子さん（愛宕町）

#### ▼問い合わせ先Ⅱ

健康福祉課 福祉人権係

☎9128 FAX7493